

知らない間に 重大な消防法令違反！！



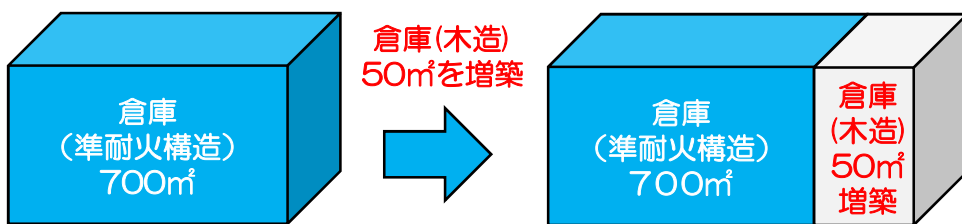
秩父消防本部

重大な消防法令違反の大半は、 建物の【増築】【接続】【用途変更】が原因で発生！！

※ 消防法令では、建物の状況によって、消防設備等の設置基準が定められていますので、【増築】【接続】【用途変更】が原因で重大な消防法令違反になることがあります。

事例① 木造の倉庫を【増築】

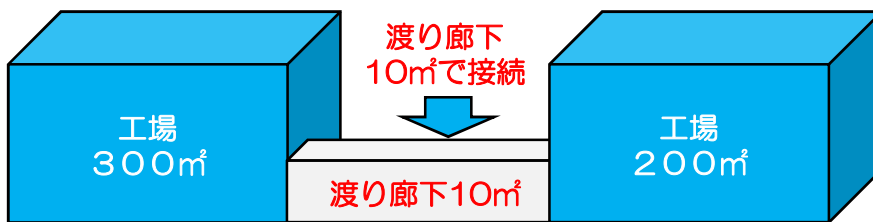
○ 準耐火構造の緩和要件が適用されず、屋内消火栓設備の設置が必要となった事例



屋内消火栓設備
未設置違反

事例② 渡り廊下で建物を【接続】

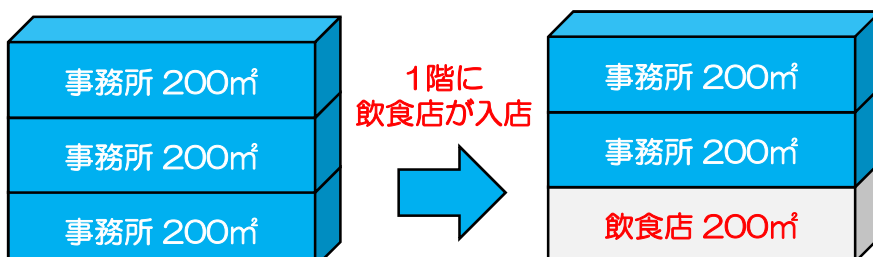
○ 2棟の延べ面積が合算され、自動火災報知設備の設置が必要となった事例



自動火災報知設備
未設置違反

事例③ 事務所から飲食店に【用途変更】

○ 建物の用途が変更され、自動火災報知設備の設置が必要となった事例



自動火災報知設備
未設置違反

○ 重大な消防法令違反とは？

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないことをいいます。

【屋内消火栓設備】



【スプリンクラー設備】



【自動火災報知設備】



○ 重大な消防法令違反を是正しない場合は？

1 違反対象物を公表します。

秩父消防本部のホームページ上に【重大な消防法令違反のある建物】として掲載する場合があります。

秩父消防本部
ホームページ
QRコード



2 行政処分の対象となります。

消防法令に基づく命令や罰則を受ける場合があります。
また、命令を受けると、建物の出入口等に火災予防上の危険を知らせる標識を設置します。

罰則（消防用設備等設置命令違反の例）

行為者に対して、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
法人に対して、3,000万円以下の罰金

○ 重大な消防法令違反にならないよう、建物の増築、接続、用途変更等の工事を行う場合は、事前に管轄の消防(分)署へ相談してください。

消防(分)署	住所	電話番号
秩父消防署管理指導課	秩父市下宮地町10-25	0494-21-0123
東分署	秩父郡横瀬町大字横瀬5784-14	0494-24-0119
西分署	秩父郡小鹿野町飯田575-1	0494-72-0119
南分署	秩父市荒川上田野1735-1	0494-54-0119
北分署	秩父郡皆野町大字皆野2885-2	0494-62-7119

問合せ先／秩父消防本部予防課 TEL：0494-21-0121